

# ケベックとフランデレンの社会統合政策

— 二つのネーションの比較研究 —

## Social Integration Policies of Quebec and Flanders: Comparative Study of the Two Nations

丹 羽 卓

Takashi NIWA

### 1. はじめに

カナダのケベックとベルギーのフランデレン、この2つにはいくつもの類似点がある。どちらも、①先進的な自由民主政社会であり、②連邦国家にあって一定程度の自決権を持ち、独自の制度を備えている。そして、その社会は、③遅くまで言語・文化的にかなり均質であったが、④現在社会の多様化が進み、それに起因する課題に直面している。実はこうした大きな枠組みだけでなく、次節で見ると、歴史や言語などについて両者には興味深い共通点がある。それにもかかわらず、これまでのケベックの比較研究対象はもっぱら同じフランス語圏であるベルギー南部のワロニーであって、北部フランデレンではなかった。これはケベックとフランデレンのナショナリズムを比較したErk (2002) の見解だが、それ以降もケベックとフランデレンを比較した研究としては、Préaux (2010)、Remysen (2010)、Duerr (2012) などがあり、それぞれ公用語マイノリティの問題、メディアの言語政策、ナショナリズムをテーマとしているが、その数はそれほど多いとは言えない。カナダとベルギーを連邦制の点で比較した研究はGagnon (2011) で参照されている

文献など充実したものがあるが、当然ながらケベックとフランデレンを直接比較しているわけではない。

本研究はケベックとフランデレンの社会統合政策をラシズムの観点から比較し、その類似点と相違点を明らかにしたうえで、その原因を探るのを目的とする。それぞれについての社会統合政策の研究やラシズムの研究はもちろんあるが、本論考の様に両者を比較対照した先行研究は、寡聞にして知らない。丹羽(2014)はケベック人がラシズムについてどのように自己評価をしているかを調べた調査結果を分析し、それを社会統合政策との関わりにおいて論じたが、ここではフランデレン人についても同じような分析を行う。そのうえでケベックとフランデレンを比較し、結論としては、前者が積極的に社会統合に向けての努力を積み重ねてきたのに対して、後者では社会統合政策が明確ではないため、移民排斥の主張に一定の支持が集まってしまうというラシスト的性格がぬぐい去れないのだということ論証する。ではなぜ社会統合政策策定が遅れているのか。最後にその理由を二つ明らかにしたい。

本論は次の様な構成となっている。まず第

2節では、ケベックとフランデレンの歴史的・社会的背景を比較して共通点と相違点を明確にする。第3節では、エスニック・マイノリティという観点でカナダ／ケベックとベルギー／フランデレンの現状を確認する。そして第4節ではカナダ／ケベックのラシズムと社会統合政策について考察する。次いで第5節では、ベルギー／フランデレンのラシズムと社会統合政策について考察する。そのうえで、第6節の結論において、二つを比較検討する。

## 2. ケベックとフランデレンの背景比較

まず、ケベックとフランデレンがその包括ネーション<sup>1</sup>においてどのような地位を占めているかを確認しておく。現在のケベックの人口とGDPはカナダの20%程度であり、英語系が政治的・経済的に圧倒的に優位にあるカナダにあって、ケベックの独自性を訴えるナショナリズムが強い力を持っている。カナダからの主権獲得運動（実質的には独立運動）があり、時にそれが強大な力を持つことがある。実際、1995年にケベックで行われた主権獲得にかかわる住民投票では、賛成が49.42%に対して反対が50.58%という僅差の結果で、ケベックの分離独立への動きはなんとか阻止された。2度とこのような事態にならないよう、連邦政府はケベック・ナショナリズムを抑え込もうとし、中央集権化を進め、その権力は強化されている<sup>2</sup>。

一方、現在のフランデレンの人口とGDPはベルギーの約57%を占め、オランダ語圏の方が<sup>3</sup>、ブリュッセル首都圏とワロニーを合わせたフランス語圏（一部ドイツ語圏も含む）のかつての経済的優位を完全に逆転している。1830年の独立以来、フランデレンは人口上いつもベルギーのマジョリティであるにもかかわらず、20世紀中葉までは産業の中心が

石炭・鉄鋼産業で栄えたワロニーにあったため、長く経済的に劣位にあった。そのうえ建国の経緯もあって長らく二流市民扱いされたフランデレンでは、フラームス運動のようなナショナリズムが勃興した。実際19世には、将来ベルギーはフランス語だけの国になってしまうのではないかという自分達の言語への危機意識がナショナリズムの背後にあった。それはちょうど、英語の圧倒的な力の中で北米からフランス語が消し去られるのではないかという危機感がケベック・ナショナリズムを突き動かしたのとよく似ている。ところが、その後の産業構造の変化により経済力が逆転してもナショナリズムが消えたわけではなく、それに訴えかけてベルギーから分離独立しようという勢力もフランデレンで強くなっている。ベルギーはカナダとは逆で、1980年憲法により地域・共同体の権限が拡大したのとあわせて連邦政府は弱体化し、今でも国家分裂の危機が時折訪れる。

ケベックとフランデレンは、前節で指摘したような基本的な枠組みがかなり類似しているだけでなく、マジョリティ／マイノリティ、言語、地域ナショナリズムの台頭という点でも奇妙なほど類似している。他方、外来の労働力の受け入れと多数の外国人の定住化と国籍獲得という点では、はっきりとした相違がある。そして、包括国家での地位、つまりカナダにおけるケベック、ベルギーにおけるフランデレンの地位は、過去にあってはかなり類似していたが、現在はそうは言えない。それでも、主権獲得あるいは分離独立を志向する無視できない勢力がある点では共通している。以上のことを対照してまとめたものが次の【表1】である。

ケベックでもフランデレンでも、人口上のマジョリティの言語が社会的に劣位にあったという長い歴史を持っている。それはまた、

【表1】

	ケベック	フランデレン
言語的マジョリティとマイノリティ	1763年のイギリスへの植民地委譲以降、マイノリティの英語が上位言語で、マジョリティのフランス語が下位言語だった。	少なくとも1795年のフランスへの併合以降（1815年～1930年のオランダ併合期を除き）、マイノリティのフランス語が上位言語で、マジョリティのフランデレン語が下位言語だった。
言語の地位確立	1977年のフランス語憲章により、フランス語だけをケベックの公用語とした。	1962-3年の言語法により、オランダ語だけをフランデレンの公用語とした。
地域ナショナリズムの台頭	1970年頃からケベック・ナショナリズムが台頭し、カナダからの主権獲得運動が活発になった。1980年と1995年の2度の住民投票での主権獲得失敗。	1960年代から80年代にかけて「ベルギー」という統一感を支える社会構造が崩壊し、ベルギー・ネイションがフランデレン、ワロニー、ブリュッセルなどに分断されていった
外来労働力の受け入れの遅れ	19世紀末からカナダは西部開拓のために大量の移民を受け入れた。ケベックでは、フランス系の出生率の高さと産業化の遅れにより、カナダの他地域よりも移民の受け入れを必要としなかった。	1960年代ベルギー女性の出生率が低下し、特にワロニーとブリュッセルでは産業化により外国人労働者を多数受け入れた。フランデレンでは、ブリュッセルやワロニーよりも外国人労働者が少なかった。
多数の外国人の定住化と国籍獲得	1960年以降の「静かな革命」と呼ばれる急速な近代化とフランス系の出生率の低下の結果、多数の移民を受け入れるようになった。	ベルギーでは1970年代に外国人の帰還が困難だとわかり、1975年に大量の外国人の国籍獲得を認めた。
宗教とナショナリズム	1960年以前はカトリックがナショナリズムの中核にあったが、現在はライシテ（脱宗教）が重要。社会民主的性格の社会である。	キリスト教（カトリック）民主主義がナショナリズム運動を主導した。

言語マイノリティが社会構造上優位だったことの反映でもある。これはあまり一般的な状態ではなく、劣位集団が経済的に力を得て来るに従って、その不正規な状態を修正しようという動きが強くなり、それが地域ナショナリズムの台頭に繋がり、それはまた、マジョリティの言語を優位な地位に付けようという意志を生んだ。この大きな流れで見ると、ケベックとフランデレンは驚くほどに相似的な歩みをした。

他方、外来者の受け入れについては大きく異なる。それは、両者の歴史的成り立ちに由来する。そもそもカナダもケベックも移民によってつくられた。それ故、外来者を受け入れるのは当然で、ケベックは高い出生率と産業化の遅れで新移民の受け入れがカナダより

遅れたが、労働力が必要となれば移民を受け入れるのに疑問の余地はなかった。それに対して、ベルギーもフランデレンも外来者を一時滞在の労働者という前提で受け入れた。それが実態と合わない差し迫った状況になって、国籍獲得を認めた。つまり、その時点でやっと移民を受け入れたのである。積極的に移民を受け入れるカナダ／ケベックが早くから移民統合政策を考案したのに対して、消極的なベルギー／フランデレンではそれが遅れた。これが重要な点であるが、これについては第6節で立ち帰る。さらに、ベルギー全体の中でフランデレンは産業化が遅れたため、外国人労働者受け入れもさらに遅れた。それだけに移民に対する違和感もベルギーの他の地域よりも強く、移民排斥を声高に叫ぶ政党

が無視できない程の支持を集めている。これが重要な第2の点で、これについても第6節で考える。

ケベックは20世紀中葉まではカトリック教会の支配下にあったと言われるほど、その強い影響を受けた社会だった。カトリック教会は古い意味でのケベック・ナショナリズムの中核だったが、分離独立を支持したわけではなく、むしろケベックの支配階層やカナダの支配階層（つまり英語系）との融和を求め、現状変更に消極的だった。その反動でもあるかのように、「静かな革命」以降急速なカトリック離れが進み、現在ではカナダで最も脱宗教的な社会となっている。そのためそれ以降に勃興した新しいケベック・ナショナリズムとカトリックは無関係である。むしろ現在のケベック・ナショナリズムを牽引しているのは、脱宗教的な知識人である。そして、21世紀に入ってからのこのライシテ（*laïcité*）ということが大きな社会的関心事になっている。この場合、問題となっているのは、カトリックあるいはキリスト教ではなく、1960年代以降移民として入って来たイスラム教徒やシーク教徒、あるいはそれ以前からいるユダヤ教徒のハシディズム（*Hasidism*）である。

一方、ベルギーも、プロテスタント国家オランダから独立したカトリック国家であるためカトリック教会の力は強く、1960年～80年ごろまではキリスト教会が、自由主義者と社会主義者と並んで、主要な政治アクターとしてベルギーを結束させていた。だが、その後政治におけるそれら勢力の衰えとともに、ベルギーの中央政府の力が弱まり、地域主義が台頭するようになったが（Cf. *Bataille* 1994, p. 105-6）、その際フランデレン・ナショナリズムを主導したのはキリスト教（カトリック）民主主義だった（Cf. *Erk* 2002, p. 500）。この点、フランデレンはケベックと違

う歩みをしているが、社会にモスクやイスラム教徒が目立つようになり、それが問題視されることがあるという点では、ケベックと似ている。ラシズムという点では、反イスラム、反ユダヤというのが両者に共通していると言えよう。

以上のような類似点と相違点を踏まえたうえで、ケベックとフランデレンのラシズムの状況とそれへの対処がどのように進んでいるかを見て行きたい。

国内ネイションであるケベックやフランデレンを直接世界各国と比較するのは難しいため、この点についてはそれぞれの包括国家を他国と比較する。カナダにしるベルギーにしる、先進民主政国家であり、国連などの国際機関が求める人権基準を概ね達成し、反ラシズムの闘いに尽力しているといえよう。それでも、社会からラシズムを根絶できているわけではない。異なる文化を持った人に対して市民がどの程度寛大でないかに関して、*World Values Survey*が80カ国以上で行った調査がある<sup>4</sup>。非常に簡便な調査方法を採用しており、「どんな人を隣人にしたくないか」という問いに対して、リストの中から「違う人種の人」を選んだ人の割合が多いほど人種的に寛容ではないとした。それによれば、それを選んだ人はカナダでは5%未満で、北欧諸国、オーストラリア、ニュージーランド、米国、英国、ブラジルなどとともに、最低のグループに分類される。ベルギーは、5%～9.9%という、ドイツ、スペイン、日本、メキシコ、チリ、ペルー、南アフリカ共和国などと同じグループに属する。この問い一つだけの調査がどれほど各国のラシズムの状況を反映しているのかは定かではないが、一応の目安にはなる。多文化主義政策をとってきた国や人権意識の高い国が最低グループを構成している。ヨーロッパ諸国では値にかなり隔

たりがあり、フランスなどは22.7%という高い値となっている。ベルギーはかなり良い状態だが、カナダには劣るということになる。

別の新しいデータもある。*Social Progress Index 2015*によると、「寛容と包摂」の項目でカナダは88.41ポイントを獲得している（「移民への寛容」と「マイノリティへの差別と暴力」の点が比較的弱いとされた）のに対して、ベルギーは76.56ポイントである。ベルギーは全般としてカナダよりも低いと考えて良いのであろう<sup>5</sup>。カナダとベルギーのこの差は何に起因するのであろうか。もう少し具体的に見てみよう。

### 3. カナダとベルギーのエスニック・マイノリティ

ラシズムの対象に最もなりやすいのはエスニック・マイノリティ、特に外見（肌の色、衣服、振舞い、宗教的行為など）からそれと分かる可視的マイノリティ（visible minority）である。そこで、カナダとケベック、そしてベルギーとフランデレンの状況を数値で見よう。

#### 3. 1. カナダとケベック

カナダ統計局の2011 *National Household Survey*によると、2011年時点で、630万人が外国生まれで長期にカナダに居住している。これは全人口の20.6%で、2011年の19.8%より上昇。2006-2011年の間に外国生まれの1,162,900人が到来。この新移民は外国生まれ人口の17.2%、カナダ人口全体の3.5%を占める。G8の中でカナダは外国生まれの人口の割合が最高（20.6%）。続いてドイツ（13.0% in 2010）、米国（12.9% in 2010）。ただし、オーストラリア（26.8% in 2010）よりは低い。この調査を分析したカナダ統計局の*Immigration and Ethnocultural Diversity in Canada*によれば、

6,264,800人が可視的マイノリティで、全人口の19.1%を占める。そのうち30.9%がカナダ生まれで、65.1%が外国生まれの移民。4.0%は非定住者。そのうち、最大グループは、南アジア系、中国系、黒人で合計61.3%を占める。続いて、フィリピン、ラテンアメリカ、アラブ、東南アジア、西アジア、韓国、日本、の順となる。そして、移民のほとんどがオンタリオ、BC、ケベック、アルバータ州に居住し、7割がトロント、モントリオール、ヴァンクーヴァーに集中する。可視的マイノリティの半数以上（52.3%）はトロントに居住。BC州人口の27.3%は可視的マイノリティで、州内の最大グループとなる。宗教の点では、カナダ人の2/3がクリスチャン（そのうちカトリックが最大教派で半分強）。3.2%がムスリム、ヒンズー教徒が1.5%、シーク教徒が1.4%、仏教徒が1.1%、ユダヤ教徒が1.0%で、23.9%が特定の宗教なしと答えた。本論文が対象とするケベックには新到来者の19.2%が居住（2006年は17.5%）。これはオンタリオ（43.1%）に次いで第2位であり、ケベック人口の11.0%を可視的マイノリティが占める。

#### 3. 2. ベルギーとフランデレン

2012年に実施され2013年に発表された公式統計（*Monitoring socio-économique 2013*, P.25）によると、18歳から60歳の60.2%が「ベルギー出自」（d'origine belge）、25.3%が「外国出自」（d'origine étrangère）、14.5%が「出自不詳」（d'origine non-déterminée）となっている。「外国出自」の内訳は、55.5%がEUの国（EU-14とEU-12を合算）出身、続いてマグレブ（15.8%）、EU加盟候補国（7.8%）マグレブ以外のアフリカ（6.8%）、アジア（6.2%）、他のヨーロッパ（5.3%）、中南米（1.7%）、北米（0.8%）、オセアニア（0.1%）となる。これを地域ごとにみると次の通り。可視的マイノリティの

占める割合は少なくとも28.8%となる（EU加盟候補国にはトルコが含まれているため、それを上乗せしないとイケない）。

ブリュッセル首都圏：

「ベルギー出自」25.5%，

「外国出自」65.9%，

「出自不詳」8.6%

フランデレン地域：

「ベルギー出自」68.3%；

「外国出自」16.0%，

「出自不詳」15.7%

ワロニー地域：

「ベルギー出自」56.9%；

「外国出自」28.6%，

「出自不詳」14.5%

さらに、主要な「外国出自」の内訳は次の通り。

	ブリュッセル首都圏	フランデレン地域	ワロニー地域
EU14	33.3%	42.8%	66.6%
マグレブ	26.8%	13.9%	9.6%
マグレブ以外のアフリカ	9.5%		5.6%
EU加盟候補国		11.3%	

外国出自の住民の割合は、ブリュッセル首都圏で非常に高く、次いでワロニー地域、フランデレン地域の順となる。ラシズムの対象となりやすい可視的マイノリティは、主としてマグレブを含むアフリカ諸国からの人々がそれにあたり、それぞれ36.3%、15.2%、13.9%となる。この点でも順位は変わらないが、EU加盟候補国にはトルコが含まれているため、それも勘案すれば、ワロニー地域とフランデレン地域はあまり違わないとも考えられる。

以上の統計データを見ると、可視的マイノリティの占める割合は、ベルギー28.8% vs. カナダ19.1%、フランデレン13.9% + a vs. ケベック11.0%となり、どちらのレベルで比較してもベルギー／フランデレンの方が高い。そうであれば、ベルギー／フランデレンのほうがラシズム対策の点で進んでいる必要があるが、現実はそうはなっていない。それはどうしてなのか。

現在のような社会状況に至るには半世紀にわたる社会変化があるが、それに応じてカナ

ダ／ケベックもベルギー／フランデレンも、こうしたマイノリティを社会に統合する必要に迫られている。次に両者がどのような社会統合政策をとってきたかを振り返る。

#### 4. カナダとケベックの反ラシズムの歩みと現状

##### 4. 1. カナダのラシズムへの対応

カナダにおける反ラシズムの法や制度の整備の歩みを年表にすれば次のようになる。カナダの場合、かなり早い段階から多文化が意識されたため、対応も早くからなされた。

- 1960年 カナダ権利章典の第1条で、人権と基本的自由が人種、出身国籍、肌の色、信仰、性別によって差別されないと規定。（ただし、連邦議会の特別宣言によって個別立法に対してこの適用を排除できた）
- 1971年 多文化主義政策の表明。ただし、当時はエスニック文化の保持という点に主眼があった。
- 1982年 カナダ憲法にその第1章（「権利

- 及び自由に関するカナダ憲章」の解釈は多文化主義に基づいてなされると明記(第27条)。また、第15条で一切の差別(特に人種、出身民族、肌の色、宗教、性別、年齢、障害などによるもの)を受けない権利がすべての個人にあると規定。
- 1984年 カナダ政府のイニシアティブ「人種間関係に関する国家戦略」(*National strategy on race relations*)が発表された。カナダ政府は可視的マイノリティに関する特別委員会を設置して、その報告書「平等、それは急を要する」(*L'égalité ça presse!*)が公表された。
- 1988年 多文化主義法制定。1971年当時に比べると、社会的・経済的統合や差別の禁止に重点が置かれた。
- 2004年 国王演説で、カナダ政府はラシズム、ヘイト・プロパガンダ、ヘイト・クライムに対する闘いの強化を表明。
- 2005年 カナダ遺産省(Department of Canadian Heritage)が「カナダ反ラシズム行動計画」(*A Canada for All: Canada's Action Plan Against Racism*)を発表。2001年の「反人種主義・人種差別撤廃世界会議」(ダーバン会議)での決定を確認したものの。
- 1986年 ケベック議会在「エスニック・人種間関係に関する宣言」(*Déclaration sur les relations interethniques et interraciales*)を採択し、それによってラシズムを曖昧さを残さず断罪。
- 1990年 ケベック政府は、移民と統合政策に関する声明「ケベックで共に構築するために」(*Au Québec pour bâtir ensemble*)によって、差別への闘いの必要性を認め、その闘いが、特定の政策の対象などではなく、市民生活全般に及ぶものだとされた。
- 2006年 黒人コミュニティに関する諮問委員会をケベック政府が設置。そ
- liberté de la personne*)を制定。これはカナダで最初に人種、肌の色、エスニック起源あるいは出身国、宗教等による差別を禁止した法律。翌年これに基づいて政府から独立した機関として「人間の権利と若者の権利委員会」(*Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse*)が設立され、現在も平等権の尊重の推進の監視にあたっている。
- 1981年 ケベック政府の行動計画「ケベック人のさまざまなありかた」(*Autant de façon d'être Québécois. Pland d'action à l'intention des communautés culturels*)で、直接的に反ラシズムの方策が述べられた。すなわち、雇用、昇進等における差別の禁止。そして、学校教育のマニュアルでの、人種偏見の除去をめざすプログラムの練り上げ、である。

#### 4.2. ケベックのラシズムへの対応

ケベックはカナダよりも多文化化が遅れたが、カナダとはとは別に、以下のような独自の対応をしている。

1975年 ケベック議会在「人間の権利と自由憲章」(*Charte des droits et*

れが反ラシズム政策の練り上げを提言。また、「文化共同体に属するケベック人の全面的参加のために一ラシズムと差別との闘いのための政府政策に向けて」(*Pour la pleine participation des Québécoises et des Québécois des communautés culturelles. Vers une politique gouvernementale de lutte contre le racisme et la discrimination*)を公表。

2007年 「文化的差異に関する調和の実践をめぐる諮問委員会」*Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliés aux différences culturelles* (Commission Bouchard-Taylor) 設置。2008年に報告書『将来を基礎づける一和解の時』(*FONDER L'AVENIR. Le temps de la conciliation*)を公表。

2008年 ケベック自由党政府が政策「多様性：付け加えられたもう一つの価値—ケベック飛躍への全員の参加を促す政府の政策」(*La diversité : une valeur ajoutée. Politique gouvernementale pour favoriser la participation de tous à l'essor du Québec*)とそのための行動計画2008-2013を発表し、ラシズムとの闘いを補う形で、より積極的な全市民参加を打ち出そうとした。

2013年 ケベック党政権が提案した「ケベック価値憲章」(*Le projet de la Charte des valeurs québécoises*)を巡る対立。特にイスラム教徒のヴェールなどの宗教的シンボルを巡る問題に対して、フランス型のライシテを志向した法案提出に対してケベック社会が揺れた<sup>6</sup>。

2014年 「移民と多様性と包摂に関するケベックの新方針に向けて」(*Vers une nouvelle politique québécoise en matière d'immigration, de diversité et d'inclusion*)と題する社会一般から意見を求める文書(*Cahier de consultation*)がケベック自由党政権により提示された。

#### 4. 3. カナダのラシズムの現状

カナダにおいて2012年警察に報告されたヘイト・クライムは1,414件で、その51%が人種やエスニシティに基づくもの、30%が宗教に基づくものであった。また、カナダは国連人種差別撤廃委員会から2012年3月に、特に先住民女性への暴力など先住民への対応や黒人カナダ人への就職差別など、いくつかの懸念を指摘されている。またラシズムを直接禁止する個別の法律が制定されていないという過去の指摘にできていないという指摘もなされている(カナダは刑法の条文で禁止している)。

次のような意見も無視できない。

「カナダ人の多数は、その多様なアイデンティティを受け入れ、ラシズムのあからさまな表出を断固として拒否している。しかし、カナダには司法システムや職場などには人種選別や差別のようなもっと深い問題があるとほのめかすと、それにいら立つ人がなお多くいる。ラシズムはカナダの問題でもあり、我々カナダ人は一つのネーションとしてそれについて語る必要があるのである。」<sup>7</sup>

実際ハフントンポストのホームページでCanadaとracismを組み合わせると膨大な数の記事が現れる。すべてがカナダのことを論じているわけではないが、2015年の1月1日から同年10月31日までだけで50件



近くにのぼる。

2005年にカナダ遺産省が「カナダ反ラシズム行動計画」(*A Canada for All: Canada's Action Plan Against Racism*)を公表したが、それは5カ年計画で、目標は次の3点としていた。(1)すべてのカナダ人がその背景と関係なく、社会と経済に包摂され、そこで何らかの役割を果たせるようにする。(2)十分かつ積極的な参加の機会の妨げとなる障害を除去する。(3)社会におけるラシズムのあらゆる現れに対応できるような司法システムを備える。それは40以上のイニシアティブと戦略と、20以上の省庁などの諸機関と関わるプログラムを提示し、既存の予算に5360万ドルの予算が追加された。

この行動計画の実施評価が2010年に発表されているが(*Evaluation of Canada's Action Plan Against Racism*)、それは、(1)カナダ社会の多様性が増し、ラシズムが存在することから、ラシズムや差別と闘うイニシアティブが必要だと認め、(2)カナダには人権、平等、多文化主義の長い歴史があり、カナダ政府はラシズムと差別の問題に立ち向かうのに継続的な役割を果たさなければならない、と述べている。ただ、(3)2000年代前半のカナダ政府は反ラシズムと差別の問題を明らかに優先したが、行動計画開始時以降、カナダ政府は社会の結束と経済的機会獲得の方を、反ラシズムのイニシアティブよりも優先してきたし、(4)行動計画が必ずしも思うような効果を挙げていないと指摘している。

このように、カナダにはまだラシズムが存在し、それとの闘いはなお継続されなければならない。カナダがそうした認識を踏まえ、行動計画を立て、実施努力を行っていることは評価されるべきであろう。

#### 4. 4. ケベックのラシズムの現状

2007年1月15日に「モンリオール新聞」(*Le Journal de Montréal*)が「ケベコワの59%が自分がラシストだと言っている」と報じた。これをもってケベックでラシズムが跋扈しているとするのは早計であるが、社会の中にゼノフォビアがあるのは否定できない<sup>8</sup>。

2015年、ケベック政府が移民、多様性、包摂に関する新政策に関する意見聴取を行った際に、「人間の権利と若者の権利委員会」(*Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse*)はラシズムと差別との闘い、可視的マイノリティ(*minorités racisées*)<sup>9</sup>の雇用上の統合、包摂的制度、権利と自由に関する教育、移民の選抜、専門職のうち一時的外国人労働を頼りにすることなどを特に扱う23の勧告を提出した。諸統計によれば、可視的マイノリティに属する人(移民であってもそうでなくても)の失業率は住民全体の失業率の2倍以上で、可視的マイノリティに属する移民に至っては、2006-2011年の間で3倍だと委員会は述べている。また、委員会は可視的マイノリティのメンバーに対する雇用差別の状況を多数掴んでおり、「人種、肌の色、エスニックあるいはナショナルな出自」が原因の差別で委員会に申し出られた苦情の数は年々増加し、2013-2014年で委員会に開示された書類の26%がそれにあたり、そのうち41.2%が職場に関するものだった、と述べている。2012年の委員会の調査では、雇用の手続き過程にも差別があることを示している。資格とプロフィールが対等の場合、フランス系ケベコワの響きを持った名前の人物が面接に呼ばれる可能性が、アフリカ系、ラテンアメリカ系、アラブ系より6割高い。

以上のことから委員会の結論は、政府が雇用におけるラシズムと差別と闘う包括的政策を採用し、私企業や非営利団体での雇用に

対等にアクセスできるプログラムを実行すべきだというものであり、ケベックでもラシズムと差別に関する課題は多いことが分かる。

カナダもその中にあるケベックも、現時点でラシズムや差別と無縁とは到底言えないが、長期にわたってそれと闘うべき政策を展開し、なんとかそれを克服しようと積極的に努めていると言えよう。

## 5. ベルギーのラシズム

### 5. 1. ベルギーの反ラシズムの歩みと問題

ベルギーでは1960年代中ごろから人種差別に反対する法律は何度も提案されたが、採択されなかった。それがやっと実現するのは1980年代である。

1981年7月30日 「反ラシズム反ゼノフォビア法」(Loi contre le racisme et la xénophobie) 成立。人種、肌の色、出自、国籍などを理由とした差別を禁止し、違反者は罰金刑あるいは懲役刑に処される<sup>10</sup>。

1993年 「機会平等とラシズムとの闘いのためのセンター」(Centre pour l'égalité des chances et la lutte contre le racisme) 設立。ラシズムだけでなくそれ以外の差別や貧困と闘う機関。

1995年 「反ラシズム法」修正：第二次大戦中のナチス・ドイツによるジェノサイドの否定や矮小化の禁止。

2011年 家族呼び寄せの権利を著しく制約する法律が連邦議会で成立。

2011年 CEDH (欧州人権条約) は、収容所 (centre fermé) への収監など移民の子どもたちへの非人道的かつ傷つけるような取り扱いでベルギーを非難。ベルギーは2006年と2010年にも同じ理由で非難されて

いて、子どもの収監を禁じることが喫緊の課題である。

2012年3月21日 欧州評議会の「社会権欧州委員会」(Comité européen des droits sociaux) は、ロマなどの「旅する民」(gens du voyage) に対して欧州人権憲章が保障している権利をベルギーは侵害しているとの決定をした。

これをカナダ/ケベックの年表と比べると、ベルギーの反ラシズムの動きはかなり鈍いと言わざるを得ず、2011-2012年になお欧州人権条約や欧州評議会から人権侵害の非難を受けている状況である。では、フランデレンはどうか。

### 5. 2. フランデレンの社会統合政策

ベルギーは連邦制のため、移民統合政策は地域とコミュニティの政策権限となっており、地域政府や州政府に委ねられる。全般にフランデレンは多文化主義と同化主義の混合であるが、自治体や州によって大きく違う点もある。たとえば、フランデレンでアントウェルペン市だけが、市民と直接接触する市の公務員がイスラムのヴェールなどの宗教シンボルを着用するのを明確に禁止している。1998年以降、フランデレン政府は個人統合政策 (a policy of individual integration) を推進し、移民が集団としてまとまる権利を認めてはいない。(Ceuppens and Foblets, 2007)

Pelfrene *et al.* (2009) は、フランデレン政府が移民統合のための多数のデクレを出していると言いつつ、そのうち次の3つの政策に注目しているが、彼らの論文を読む限りでは、それが強力に推進され、成果を上げているかどうかよくわからない。

(1) 都市部における生活の質の向上を推進する一般的な都市政策

(2) ナショナルな背景に基づく様々な集団間の良好な理解のための多様性政策

(3) 新到来外国人が社会により良く参加できるようにすることを目指す統合政策

移民統合プログラムには、オランダ語会話の初級講座の提供がある。だが、オランダ語——人によってはフランデレン語——を話す人だけがフランデレン人だという考えが根強くあり、その考えに立てば、初級会話ができただけではとても十分ではなく、労働者階級で育った移民二世の若者でも、オランダ語の抽象的表現や中産階級の文化を知らないため、学校で不利益をこうむる。その結果、モロッコ、トルコ、そして旧植民地からの移民は、自分が抑圧されたマイノリティに所属するとの意識を持つことになる。ある研究によると、フランデレンの移民のほうがブリュッセルやワロニーの移民よりも差別されていることにより恐怖を感じているという。(Ceuppens and Foblets, 2007)

### 5.3. ベルギーのラシズムへの対応の遅れ

ベルギーはラシズム阻止で遅れをとっているというのが、国連人種差別撤廃委員会と欧州評議会の「ラシズムと不寛容に反対する欧州委員会」(Commission européenne contre le racisme et l'intolérance)の報告書の認識である。これらの報告書は、ヘイトスピーチとゼノフォビアの言説が、反ユダヤ主義とイスラム嫌い (islamophobia) の活動によって悪化しているとし、ラシズムと差別に抗するベルギーでの法制化は賞賛しつつも、実践の点での不足を指摘している<sup>11</sup>。

Bouhlal (2014) —反ラシズム欧州ネットワーク (The European Network Against Racism: ENAR) の報告書のベルギーの項目—によると、2011年に把握された差別の原因の過半数

がラシズムによる (他はハンディキャップ、性的志向、年齢、財産、健康状態など)。ラシズムの差別対象になりやすいのは、ムスリム、ユダヤ人、旅する民 (ロマ人など)、黒人、出稼ぎ労働者 (migrants) となっている。また、ラシズムの問題が一番起こりそうな部門として、雇用、教育、住宅、健康、財産とサービスへのアクセス、メディア、刑事裁判などがあり、それについては国の勧告がなされている。だが、著者は序文で、ベルギーではラシズムに反対する闘いが国の優先課題となっているとは言えず、今日でも国の反ラシズム活動計画がないのは重大であるとの認識を示している。

また、Bouhlal (2014) によれば、ベルギー全体でラシズムとゼノフォビアの方向へ状況は悪化している。その動因は、外国起源の住民 (特にアラブ/ムスリム) の増加が問題だという一般の意識にある。「機会平等とラシズムとの闘いのためのセンター」の報告書 (Centre pour l'égalité des chances et la lutte contre le racisme, 2012, p.80) によれば、イスラム嫌いが最も深刻で、2011年に公開された198の宗教・思想的差別の案件のうち、約半数はインターネットその他のメディアのもので (次に多いのが職場19%、学校11%、など)、4/5にあたる164件がムスリムあるいはムスリム共同体へのものだった。その内の58%ははっきりと「イスラム嫌い」の表れだった。文化的・宗教的差異に基づく不寛容が増加しており、ムスリムは否定的に捉えられ、偏見と憎悪の土壤となっている。

マジョリティの側では、ベルギーの社会民主政政治の行き詰まりが、ゼノフォビアによる嫌悪への回帰を産み、ベルギー人の定義が不安定になっていることから、自分と他者を生物学的あるいは文化的な用語を通して見て区別 (差別) するということが起こっ

ている。つまり、安定的な過去との断絶があり、基準となるシステムが変化していく中で、ラシズムとゼノフォビアが進展しているのである。

他方、マイノリティの側では、旧植民地からの移民は、中央アフリカにある旧ベルギー植民地出身という過去を共有しているため、それに基づいた市民団体がいないにもかかわらず、黒人としてマジョリティの社会から排除されているという点で連帯意識を持っている。また、モロッコ人とトルコ人は数の多いマイノリティのメンバーとしての強いアイデンティティを持ち、集団権を主張している。(Ceuppens and Foblets, 2007)

ベルギーの中でフランデレンの大きな特徴は、外国人の排斥を訴える政党フラームス・ブロック（現在はフラームス・ペランフ）に一定の支持があるという点にある。ここではフランデレン・ナショナリズムが移民排斥と結び付いているが、その問題は次節で考えることにする。

## 6. 結論：ケベックとフランデレンを比較する

第2節で見たように、ケベックとフランデレンの歴史的・社会的背景は類似している。しかし、その後の節で示したように、社会統合という点では、かなり違いが見られる。社会統合を推進しようという法的・制度的努力を歴史的に振り返って見たところ、明らかにカナダ／ケベックの方が充実しており、ベルギー／フランデレンは見劣りがする。現状のラシズムの度合いの外部評価でも、前者が後者に勝っている。どちらも先進民主政の社会として、あからさまに移民や外国人を排斥しようとはしないものの、そうした「外来のもの」に対して、両者の間には明らかに温度差があるのが見て取れるのである。

こうした違いの原因は何であろうか。そ

れを考える手がかりになるものがある。それはフランス語のautochtoneという語の使用法がカナダ／ケベックとベルギー／フランデレンでは異なるという事実である。どちらも辞書的語義は同じで、「土着民」とか「原住民」の意味である。ところが、この語がカナダ／ケベックでは北米インディアン、イヌイット、メティスというヨーロッパ人入植以前からそこに住む人々（メティスはそうした人々とヨーロッパ人との混血）を指すのに対して、ベルギー／フランデレンではその地のヨーロッパ系の人々を指すのである。つまり、自分たちこそ先住民だと確信しているのである。そしてこの語に対して、1970年代に外来の人々に対してallochtoneという語が使用されるようになった<sup>12</sup>。カナダ／ケベックでのこの語の使用があるのかどうかは定かではないが、一般的ではない。immigrants（移民）やnouveau arrivant（新到来者）を使うのが普通であり、その子孫も含めて指す場合にはminorité ethnoculturelle（エスニック文化マリノリティ）を使用する。逆にベルギー／フランデレンでは、「移民」というより「外国人」という言い方が一般的に思える。

このことからわかるのは、カナダ／ケベックのマジョリティも自分達も移民の子孫であることを明確に自覚し、新しい到来者を移民として受け入れようという積極的意思を持っているのに対し、ベルギー／フランデレンでは【表1】に記したように、1960年代は不足した労働力を補うために外国人労働者を受け入れているという意識であり（つまり、不要になれば帰国させるということ）、1970年代になってやっとその人達に国籍を付与するようになったのである。それでもなお、「もともとのベルギー人」（つまりautochtone）と外来者（つまりallochtone）という区別意識があるのである。カナダ／ケベックの場合、

autochtoneの地位は先住民に譲るしかなく、それ以外は「古い到来者」か「新しい到来者」かの違いしかない。19世紀の末の大量の移民受け入れとは新しいカナダ人の増大なのであり、そのためにはしっかりとした移民統合政策を必要としたのである。その結果、カナダは1960年頃、ケベックでは少し遅れて1970年頃の段階でその政策策定に着手し、絶えずそのヴァージョンアップを余儀なくされてきたのである。一方、ベルギー／フランデレンでそれが迫られたのは、20年ほど遅れてのことだった。それがカナダ／ケベックとベルギー／フランデレンの現状の差を生み出したと考えられる。

以上の点はとりたててケベックとフランデレンを比較しなくても、カナダとベルギーを比較すれば分かることであるが、もう一つの点はケベックとフランデレンの比較として興味深い。それは、国内ネイションとしての自己確立である。ケベックは、その1960年代の「静かな革命」以降、新しいケベック・ナショナリズムに立脚しケベックに独自の社会制度をつくりだそうとし、それと同時にカナダとは別の移民受け入れ社会となろうと決意した。言い換えれば自らをカナダ内の一つのネイションとして自覚したのである。それを実質的なものとするために、積極果敢に移民受け入れのための社会制度を整え、独自の移民統合政策をうち立ててきた。それができたのは1867年の連邦形成以来カナダが連邦制をとっており、ケベックに一定の権限があるからであった。

一方、フランデレンもまた、19世紀以来のフランス語系の支配からの権利拡大の歴史を持つが、連邦制への移行の完成には1993年の憲法改正を待たなければならない。そして、フランデレン・ナショナリズムが大きな力を持ってきたのは20世紀も終わり頃である。こ

の点でもケベックに30年程遅れた。ケベックに比べると、フランデレンがネイションとして確立されるには、まだ制度上なすべきことが多いように思われる。特に、すでに人口の一定の割合を占める移民をどのようにフランデレン社会に統合するかという政策をつくりあげていくかなければならない。

ケベックとフランデレンの歴史的・社会的背景は類似しているが、社会統合やラシズムとの闘いという点では違いがある。現代という時代では、自らを一つのネイションとするために、「移民排斥」によって「純粋な」フランデレンをつくるなど全く現実的ではない。すでにいる移民とその子孫、そしてこれから来る移民を適切に受け入れる社会とならなければならない。そのためにはエスニック・マイノリティをどのように社会に統合していくかという政策が重要となり、ケベックは長くそのために格闘してきた。それに対して、フランデレンはやっとスタート地点に立ったばかりのように思われる。エスニック・マイノリティの社会統合政策を策定し、それを実施することでラシズムを克服するのがフランデレン・ネイション確立への道であろう。その点でケベックはフランデレンに先んじているのである。

#### 参考文献

- Bataille, Philippe (1994), « L'expérience belge », dans Michel Wieviorka (dir.), *Racisme et xénophobie en Europe. Une comparaison internationale*, Éditions la découverte, Paris, pp.105-156.
- Bouhlal, Radouance (2014), « Le racism et les protiques discriminatoires qui y sont associées, en Belgique », in *2012/13 Shadow Reports on racism & discrimination in employment in Europe*, ENAR, <http://www.enar-eu.org/Shadow-Reports-on-racism-in-Europe-203>
- Ceuppens, Banbi and Marie-Claire Foblets (2007),

- “The Flemish Case: A Monolingual Region in a Multilingual Federal State,” in David M. Smith and Enid Wistrich (eds.), *Regional Identity & Diversity in Europe*, Federal Trust for Education and Research, London, pp.102-158.
- Dioum, Moussa (2014), « Lutte contre le racisme : la Belgique peut mieux faire », *Media4us*, 8 Mai 2014, <http://www.perspectives-media.be/lutte-contre-le-racisme-la-belgique-peut-mieux-faire/>
- Duerr, Glen M.E. (2012), *Talking with Nationalists and Patriots: An Examination of Ethnic and Civic Approaches to Nationalism and Their Outcomes in Quebec and Flanders*, PhD dissertation submitted to Kent State University. [https://etd.ohiolink.edu/!etd.send\\_file?accession=kent1337741896&disposition=inline](https://etd.ohiolink.edu/!etd.send_file?accession=kent1337741896&disposition=inline)
- Erk, Jan (2002), « Le Québec entre la Flandre et la Wallonie : Une comparaison des nationalismes sous-étatiques belges et du nationalisme québécois », *Recherches sociographiques*, vol. 43, n° 3, pp. 499-516.
- Gagnon, Alain-G. (2011), *L'âge des incertitudes. Essais sur le fédéralisme et la diversité nationale*, Presses de l'Université Laval, Québec. (邦訳『マルチナショナル連邦制——不確実な時代のナショナル・マイノリティ——』丹羽卓訳, 彩流社, 2015)
- Gagnon, Alain- G. , Raffaele Iacovino (2006), *Federalism, Citizenship and Quebec*, University of Toronto Press, Toronto. (邦訳『マルチナショナルリズム——ケベックとカナダ・連邦制・シテイズンシップ——』丹羽卓・古地順一郎・柳原克行訳, 彩流社, 2012)
- Geschiere, Peter (2009), *The Perils of Belonging. Autochthony, Citizenship, and Exclusion in Africa and Europe*, University of Chicago Press, Chicago.
- Gilmore, Scott (2015), “Canada’s race problem? It’s even worse than America’s. For a country so self-satisfied with its image of progressive tolerance, how is this not a national crisis?,” *Maclean’s*, January 22, 2015.
- Kielburger, Craig, Marc Kielburger (2014), “Racism Is Canada's Problem Too - Let's Talk About it,” *Huffington Post*, [http://www.huffingtonpost.ca/craig-and-marc-kielburger/canada-racism\\_b\\_5845284.html](http://www.huffingtonpost.ca/craig-and-marc-kielburger/canada-racism_b_5845284.html)
- 丹羽卓 (2001) 「ベルギー——言語対立を乗り越えようとする国——」『金城学院大学論集 (英米文学編)』第42号, pp. 223-236。
- 丹羽卓 (2014) 「ケベックの多くは本当にラシストなのか?——問文化主義の現在を問う——」『ケベック研究』特別号 小畑精和先生追悼論集, 124 ~ 137頁。
- Pelfrene, Edwin, Gerlinde Doyen, Inge Hellemans (2009), " Immigration and migrant integration policies in Flanders (Belgium), " [https://www.uclouvain.be/cps/ucl/doc/demo/documents/Pelfrene\(1\).pdf](https://www.uclouvain.be/cps/ucl/doc/demo/documents/Pelfrene(1).pdf)
- Préaux,Céline (2010), « Les anglophones du Québec et les francophones de Flandre. Pour une approche comparée de l’impact de la minoration sur l’identité de deux communautés à double majorité », *Études Canadiennes/Canadian Studies* no. 69, pp. 69-85.
- Remysen, Wim (2010), « La politique linguistique des médias publics au Québec et en Flandre : de quelle conception de la langue est-il question ? », dans Wim Remysen et Diane Vincent (dir.), *Hétérogénéité et homogénéité dans les pratiques langagières : mélanges offerts à Denise Deshaies*, Presses de l'Université Laval, (« Langue française en Amérique du Nord »), Québec, pp. 115-150.

\*\*\*\*\*

2011 National Household Survey: Immigration, place of birth, citizenship, ethnic origin, visible minorities, language and religion, *Statistics Canada*, <http://www.statcan.gc.ca/daily-quotidien/130508/dq130508b-eng.htm>

*A Canada for All: Canada's Action Plan Against Racism*, Department of Canadian Heritage, 2005, <http://publications.gc.ca/collections/Collection/CH34-7-2005E.pdf>

“A fascinating map of the world’s most and least racially tolerant countries,” *The Washington Post*, May 13, 2013, <http://www.washingtonpost.com/blogs/worldviews/wp/2013/05/15/a-fascinating-map-of-the-worlds-most-and-least-racially-tolerant-countries/>

« Politique en matière d’ immigration, de diversité et d’ inclusion : recommandations de la Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse »,

- Communiqué, Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse, 28 janvier 2015, <http://www.cdpdj.qc.ca/fr/medias/Pages/Communique.aspx?showItem=653>
- Evaluation of Canada's Action Plan Against Racism*, Evaluation Division, 2010, <http://www.cic.gc.ca/english/resources/evaluation/CAPAR/index.asp>
- Immigration and Ethnocultural Diversity in Canada*, Statistics Canada, <http://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2011/as-sa/99-010-x/99-010-x2011001-eng.cfm>
- Monitoring socio-économique 2013*, Centre pour l'égalité des chances et la lutte contre le racisme et SPF Emploi, Travail et Concertation sociale, 2013, <http://www.emploi.belgique.be/publicationDefault.aspx?id=39707>
- Rapport annuel 2011 Discrimination/Diversité*, Centre pour l'égalité des chances et la lutte contre le racisme, 2012, <http://www.diversite.be/rapport-annuel-2011-discriminationdiversite%C3%A9>
- Social Progress Index 2015*, <http://www.socialprogressimperative.org/data/spi#map/countries/com11,dim1,dim2,dim3,com11>

<sup>1</sup> 本論考はA.-G. Gagnon, R. Iacovino(2006)とA.-G. Gagnon(2011)で示されたマルチナショナリズムに立脚して考察している。ここで「包括的ネイション」(nation englobante)とは、一つの国家の中に複数のネイションが存在し、その国家自体もひとつのネイションを構成する場合に、その国家を構成するネイションを指す。ケベックにとってはカナダ、フランデレンにとってはベルギーがそれぞれ包括的ネイションであり、ケベックやフランデレンは国内ネイション(nation interne)となる。

<sup>2</sup> 詳しくはA.-G. Gagnon, R. Iacovino(2006)を参照。

<sup>3</sup> フランデレンの公用語は標準ネーデルラント語(algemeen beschaafd Nederlands: ABN)と呼ばれる。これはその地で話されている低地ゲルマン語諸方言と、それより先に標準化が進んでいたオランダ語との調節を図り、20世紀初頭になって作りあげられたもので、現在フランデレンとオランダの標準語となっている。その意味では「ネーデルラント語」とすべきだろうが、ここでは一般に通用している「オランダ語」を用いることにする。詳しくは丹羽(2001)を参照。

<sup>4</sup> “A fascinating map of the world's most and least racially tolerant countries,” *The Washington Post*, May 13, 2013.

<sup>5</sup> 「寛容と包摂」の項目は、「移民への寛容」「ホモセクシュアルへの寛容」「マイノリティへの差別と暴力」「宗教的寛容」「コミュニティのセイフティ・ネット」から構成されている。ちなみに、米国の「寛容と包摂」は74.46ポイントであるが、それとカナダを対比したうえで、Gilmore (2015)では、カナダの先住民は米国のアフリカ系よりも劣悪な状況に置かれているという興味深い指摘もなされている。

<sup>6</sup> これは2014年4月7日のケベック州選挙でのケベック党の敗北により葬り去られた。ただ、この騒ぎの結果、ケベック外のカナダに「ラシストのケベック」という印象が与えられたことも否定できない。

<sup>7</sup> Craig Kielburger and Marc Kielburger (2014)からの引用。翻訳は本論文の著者による。

<sup>8</sup> これについては丹羽(2014)が詳しく論じているのでそれを参照。

<sup>9</sup> 「人間の権利と若者の権利委員会」が2006年に出したコミュニケ「Vers une politique gouvernementale de lutte contre le racisme et la discrimination」で“communautés culturelles et des minorités visibles (dites aussi minorités « racisées »” (p. 2), と述べているので、本論でもminorités raciséesとminorités visiblesを区別せず「可視的マイノリティ」と訳すことにする。なお、そのコミュニケは脚注で、「race」には科学的根拠がなく、「racisé」という語はマジョリティがカテゴリー化したいわゆる「race」に基づくものであると記している。

<sup>10</sup> 1980年7月20日アントワープでテロリストがユダヤ人の子ども達を襲撃し、同年12月4日にアルジェリア系フランス人がブリュッセルで極右集団に殺害されたのを受けて、大規模な反人種主義のデモが起こり、それを受けてなされた司法大臣フィリップ・モロー(Philippe Moureaux)の提案が、若干の反対があったものの可決されたもの。

<sup>11</sup> Dioum (2014)による。

<sup>12</sup> もともとはオランダのオランダ語で使用されるようになり、後にベルギーのオランダ語やフランス語でも使用されるようになった。autochtoneやallochtoneについては次の興味深い書物がある。Peter Geschiere (2009)